3　前項の規定により供託された供託金は、第一項の規定により還付された債券を供託した資金移動業者が供託したものとみなす。

4　金融庁長官は、第二項の規定により供託したときは、その旨を前項に規定する資金移動業者に通知しなければならない。

（仮配当の手続等）

第十七条　金融庁長官は、令第十九条第十項の規定により仮配当をするときは、当該仮配当の実施のため、供託規則第二十七号書式から第二十八号の二書式までにより作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、仮配当を受けるべき者に同規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の規定による仮配当をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、資金移動業者に交付しなければならない。ただし、資金移動業者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもつてこれに代えることができる。

3　令第十九条第十二項の規定により請求をしようとする者は、様式第十一により作成した仮配当請求書に同条第十一項第五号に規定するものを添えて、金融庁長官に提出しなければならない。

（公示等）

第十八条　法第五十九条第二項並びに令第十九条第四項、第五項及び第十二項の規定並びに第七条第一項、第十一条第一項、第十五条第二項及び前条第二項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行う。

（供託規則の適用）

第十九条　この規則に定めるもののほか、履行保証金の供託及び払渡しについては、供託規則の手続による。

（標準処理期間）

第二十条　金融庁長官は、令又はこの規則の規定による承認に関する申請がその事務所に到達してから二十日以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附　則

この命令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

様式第１（第１条第１項）

（日本工業規格Ａ４）

年　月　日

財務（支）局長　殿

申請者　登録番号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　—　）

住　所

電話番号（　）　—

商　号

代表者の氏名　　印

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第17条第１項の規定により履行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

１．取戻しの事由

２．取戻しをしようとする供託物の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供託番号	供託年月日	供託者名	供託金額	取戻申請金額
			円	円

ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

３．その他参考となる事項

様式第２（第１条第２項）

（日本工業規格Ａ４）

履行保証金取戻承認書

１．払渡しを受ける供託者の氏名、商号又は名称及び住所

２．払渡しを受ける供託物の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供託番号	供託者名	供託金額	取戻承認金額
		円	円

ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面
					円	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額
		円